

公社造林事業仕様書

1 一般的事項

- 1 事業の実施期限を厳守すること。
- 2 明示のない事項及び不明瞭な点については、全て監督員の指示を受けて行うこと。
- 3 事業の実施に当たっては、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止について厳重な注意を払うこと。
- 4 事業地内の火災防止に万全を期すこと。
- 5 作業個々の具体的事項については、つぎの作業別仕様によって実施すること。
- 6 仕様内容については、作業員に十分徹底するように措置すること。

2 測量事業仕様書

1 杭の埋設

- (1) B P 及び 1 0 点毎並びに尾根等の主要点で公社が指示する測点には、公社が支給する杭を埋設すること。
- (2) 上記 (1) 以外の杭については、原則として現地産の木杭等とする。
- (3) 杭に標示する測点名は、油性マジック等を使用することとし、木杭等については、直接又はテープ等への標示でも可とする。

2 縮尺

- (1) 図面の縮尺は、1.0ha 未満は 1/1,000、1.0ha 以上は 1/3,000 を標準とする。

3 精度

- (1) 閉合誤差の許容範囲は、1/100 以内とする。

4 測量範囲

- (1) 周囲測量及び点在する 0.01ha 以上の除地を範囲とする。
但し、不明な点は協議をすること。

5 写真等の提出

- (1) 測量状況及び、代表的な測点の遠景、近景写真を提出すること。
- (2) 面積計算の根拠資料を提出すること。
- (3) 閉合トラバース測量の測量野帳形式は（測点、方位角、高低角、斜距離、水平距離を表記）を提出すること。
- (4) 野帳データを CSV 形式で提出すること。